

学校感染症による出席停止について

学校感染症にかかった場合は、感染予防等のため学校保健安全法の規定により出席停止になる場合があります。出席停止と医師より指示された場合は、「登校許可証明書」が必要となります。医療機関で記入していただき登校の際に持参してください。

登校許可証明書

同志社香里中学校・高等学校長 様

_____年 _____組 _____番 氏名 _____

出席停止期間 _____年 _____月 _____日 から _____月 _____日 まで

疾患名 _____のため

上記生徒の疾病は、感染する恐れがなくなったため登校して差し支えありません。

学校において予防すべき感染症		出席停止の期間の基準
1種	エボラ出血熱、痘そう、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)など（詳細は生徒手帳参照）	完全に治癒するまで
2種	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで／無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師において感染のおそれがないと認めるまで
3種		
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 例)溶連菌感染症、手足口病、感染性胃腸炎	必ず出席停止になるものではありませんが、条件によっては出席停止となる場合があります。可能性のある疾患として左記のようなものが想定されます。医師の指示に従ってください。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症についての届け出」を提出してください。

_____年 _____月 _____日

医療機関

医師名

Ⓜ

この書類の提出先 担任 ⇒ 保健室